

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

第 18 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 21 年 11 月 6 日（金） 10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（委員）阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、嶋崎専門委員、橋本専門委員
（審議協力者）文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
（事務局）内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室
（調査実施者）厚生労働省

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 結果概要

（1）庶務事項

部会長から部会長代理として、津谷委員が指名され、了承を得た。

（2）調査計画に関する審議

平成 22 年に実施される国民生活基礎調査の計画について、総務省政策統括官室から論点が、また、厚生労働省から論点に対する回答がそれぞれ説明された後、審議が行われた。

ア 調査方法

所得票の他計方式から自計方式への変更については、適当とされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 調査票回収率を上げるためには、密封提出を可能にした方が良いのではないかと。
 - 密封回収をすると、回収率は上がるが、未記入や誤記入で集計不能となる調査票が増える問題がある。希望された場合に限り、密封提出用の封筒を渡すのが適当だと考える。
- ⇒ 試験調査で密封回収も試したが、未記入や誤記入で集計不能な調査票が著しく増加したため、基本的には、密封回収は避けるべきと考えている。
- ただし、説明をしてもなお報告者が密封提出を強く希望する場合には、密封提出も認めることとしている。
- 密封回収の回避に努めるとしても、実際には、調査員によって対応の仕方が異なり、地域で差異が生じるのではないかと。また、調査票情報の整理に当たって、密封回収か非密封回収か識別できるようにするのか。
- ⇒ 調査員によって対応に違いが生じ得ることは認識しており、調査実施者としても調査員に対する研修等を通じて、可能な限り、現場で統一的な対応が取られるよう努めたい。

また、調査票が密封で回収されたか否かは、後日検証が可能なように、識別できる形で整理する予定である。

イ 調査事項

(ア) 学歴の追加（世帯票）

世帯票における学歴の追加については、適当とされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

○ 学歴のカテゴリーについて、他の基幹統計調査と同一になっているか。

⇒ 学歴のカテゴリーは、就業構造基本調査に合わせている。

(イ) 同居していない者の人数の追加（世帯票）

世帯票における同居していない者の人数の追加については、用語の定義や調査結果の有用性に関し疑義があるため、次回部会で引き続き審議することとされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

○ 同居していない者について、人数のみで有用な分析ができるのかについては疑義がある。

⇒ 報告者負担を勘案した場合、入手し得る情報には限界がある。人数の把握にとどまっても、従来の有無のみを把握していたことよりは精緻な情報であると認識している。

○ 未婚かつ有業で親元から離れて生活している者が単身赴任に当たるか否かなど、定義が不明で答え難いところがあるので、記入手引き等で定義を明記すべき。

⇒ 単身赴任者とは、配偶者又は扶養親族を有している者が、転勤等の事情によって世帯と住居を別にしている場合を指し、その旨、記入手引きで説明をしている。

○ 設問に、老人福祉施設、社会福祉施設とあるが、何を指すのか一般の世帯では理解できないのではないか。

○ 実際に家族を施設に入所させている場合は、理解できると考える。ただし、記入手引き等で、分かりやすい説明をすることは必要。

⇒ 老人福祉施設、社会福祉施設については、記入手引きで説明をしている。

○ 質問2でいう「同居していない」と、質問5-2や質問12でいう「別居している」にどのような概念の違いがあるのか明らかにする必要がある。

⇒ 基本的には、生計を共にしているなど経済的なつながりがあるが、諸般の事情で一時的に住居を別にしている場合を「同居していない」とし、結婚等で別世帯を構えている場合を「別居」としている。

○ 「同居していない」と「別居」の概念の違いを踏まえれば、質問2は、「同居していない」ではなく、「生計を共にしているが一時的に住居を別にしている」といった記述に変更した方が良いのではないか。

○ 補問5-2だが、仕送り先の親の人数及び仕送り先の子の人数は把握できないのか。仕送り額は、人数に比例するはずである。

○ 補問5-2について、一つの世帯が片方の親には入所費を、もう片方の親には生活費を仕送りしているような場合も想定できるので、人数と総仕送り額を記入してもらう手もあると考える。

⇒ 別居している者は、基本的に調査対象世帯とは別の世帯であり、調査対象世帯の情報としては、仕送り額を把握すれば足りると認識している。

また、複数の親又は子に仕送りをしており、仕送りの目的が異なる場合は、仕送り目

的について複数回答をしてもらうこととしており、現状の形でも特段問題はないと考える。

(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加（健康票）

健康票における健診後の特定保健指導等の状況の追加については、適当とされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 「健康管理に注意を払うようになったか」について、健診等において指摘を受けた者のみが回答することとした場合、過去の調査との継続性はなくなるが、健診等や保健指導の具体的な効果を測定するという政策目的があるのならば、変更案で問題はないと考える。

(エ) 子宮がん及び乳がんの過去2年間の受診実績の追加（健康票）

健康票における子宮がん及び乳がんの過去2年間の受診実績の追加については、調査事項の設計に関し疑義があるため、次回部会で引き続き審議することとされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 過去1年間の受診実績と過去2年間の受診実績を別の設問にした場合、重複感がある。例えば、質問13では男女に共通するがん検診のみを問い、続けて、子宮がん及び乳がん検診について、過去1年間及び過去2年間の受診実績を問う形も考えられる。
- 原案では、質問13で子宮がん検診又は乳がん検診に○を付けた者が、補問13-1を回答不要と理解するおそれがある。質問13の子宮がん検診及び乳がん検診の項目から線を引いて、補問13-1に誘導するなど工夫を行う必要があるのではないか。

(カ) 児童手当等の追加（所得票）

所得票における児童手当等の追加については、適当とされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 所得票の中で、「雇用保険」に含まれている育児休業給付、介護休業給付及び高年齢雇用継続給付は、求職者給付とは性質が異なるものであり、「児童手当等」と同様に、項目を独立させることはできないか。
- ⇒ 所得内訳の細分化は、報告者や調査員の負担、結果利用の需要等を勘案して行う必要がある。「児童手当等」は、少子化対策の検討に当たっての基礎的情報であり、行政需要も見込まれるため、項目を独立させたところであるが、「雇用保険」の内訳については、現状では、行政上の需要は見いだせず、様々な負担等を勘案した場合、項目の独立は困難と考える。

(3) 第27回統計委員会で出された意見等に関する審議

総務省政策統括官室から、第27回統計委員会で出された意見等が紹介された後、厚生労働省から回答が行われた。

厚生労働省による回答の概要は、以下のとおり。

ア 将来的に親の介護を要する者の把握

- ⇒ 基幹統計調査で、将来の予測について報告を求めることには疑義がある。介護者と要介護者の関係については、現行の国民生活基礎調査の調査票情報を蓄積するとともに、特定の世帯の経年変化を観察できる各種縦断調査を活用することが適当と考える。

イ 生活保護受給世帯の生活実態の把握

⇒ 生活保護受給世帯の生活実態については、国民生活基礎調査の後続調査で把握する予定である。

6 次回予定

次回部会は、11月30日（月）16時から、中央合同庁舎第4号館共用1214特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項及び今回審議されなかった論点について、審議することとされた。